

栃労発基0524第1号
平成28年5月27日

各 労働災害防止団体長 殿
各 事業者団体長 殿

栃木労働局長

死亡労働災害急増にかかる緊急要請について

労働行政の推進につきましては、日頃から格別な御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、栃木労働局管内における休業4日以上の労働災害は、平成27年においては別添資料のとおり1,832人と前年より14人(0.8%)増加しました。そのうち、死亡災害は16人と前年より6人減少しましたが、本年に入り死亡労働災害が多発する非常事態となっています。

そこで、栃木労働局としましては、下記のとおり「緊急労働災害防止対策強化期間」を設定し、熱中症対策及び全国安全週間における労働災害防止対策と合わせ、取組の強化を図ることとしました。

つきましては、貴団体におかれましても、以上の趣旨について御理解を賜り、会員事業場に対して、その内容を周知していただくとともに、適切に御指導いただきますようお願い申し上げます。

記

1 期間

平成28年6月1日から平成28年9月30日まで

2 緊急要請事項（事業場における実施事項）

別紙のとおり。

別 紙

死亡労働災害急増にかかる緊急要請事項

平成28年5月24日
栃木労働局

労働災害が発生する背景として、総じて安全衛生管理体制やリスクアセスメント等の実施状況に問題が認められることが多く、また、過去の労働災害の発生状況を見ると、6月から9月までの期間に発生した労働災害は全体の約30%を占めており、特に死亡労働災害については約40%を占めていることからも、今後、重篤災害の増加が懸念されるため、以下の労働災害防止対策について徹底すること。

なお、7月1日から7月7日までは「全国安全週間」、6月はその準備期間とされているので、本対策のほか熱中症対策等と合わせ労働災害防止に向けた取組を強化すること。

1. 安全衛生管理の強化

- (1) 事業場における安全衛生管理は、企業経営の一環として、その適切かつ実効ある実施が確保される必要があるため、経営トップが安全衛生に関する基本方針を明確に示すとともに、自らの指揮の下、安全管理者、ライン管理者、職長等の各級管理者等による安全衛生管理が第一線の現場まで確実に行われるような安全衛生管理体制を確立すること。
- (2) 経験豊富な管理者や熟練作業者の退職等により安全衛生管理の機能が低下していると懸念される職場については、安全衛生教育・訓練の実施すること及び安全衛生に関する十分な知識を有する者を配置すること等により、安全衛生管理の機能の維持・強化を図ること。

2. 機械設備・通路等の安全確保の徹底

- (1) 労働災害を事故の型で見ると「転倒」「墜落・転落」「はさまれ・巻き込まれ」「動作の反動・無理な動作」型の占める割合は合計で約65%に上り起因物で見ると「動力機械・運搬機械」「仮設物・建築物・構築物」「用具」に起因するものの占める割合は合計で約70%に上ることから、事業場内の機械設備・作業床・通路・階段・はしご・脚立等について総点検を行い、安全確保上の問題が認められたものについては早急に整備・改善等を実施すること。
- (2) 別添「労働災害防止チェックリスト」または事業場において作成している同様のチェックシート等を活用の上、日々の作業開始前点検を確実に実施し、安全を確保した上で作業を行うこと。

3. リスクアセスメント等の実施

- (1) 災害防止対策を講じるに当たっては、上記2の総点検や日常点検等により事業場内におけるリスクを洗い出し、そのリスクの度合と必要な低減対策について検討の上行うこと。また、一定の期間を定め、低減効果について検証を行うこと（以下、「リスクアセスメント等」という。）。
- (2) 重篤災害の多くは、「非定常作業」において発生していることから、特に重篤災害に直結しやすい機械設備にかかる非定常作業について重点的にリスクアセスメント等を実施し、安全な作業環境及び「作業手順書」を整備すること。また、作業手順書については、形骸化することのないよう周知徹底を図り、作業環境と合わせ必要に応じ、その見直しを行うこと。

4. 安全衛生教育等の充実

被災労働者の経験年数を見ると10年以上のベテランが約32%、1年以内の未熟練者が約28%を占めていることからも、管理監督者、危険有害業務従事者、一般の作業者等に対して、安全衛生教育や職場における危険を予知する教育等を定期的かつ計画的に実施すること。

また、いわゆる「慣れ」等により、職場における危険に対する感性が低下するおそれがあるため、事業者が講じた安全措置状況について、リスクの「見える化」により労働者に認識させ安全意識の定着を図ること。

5. その他の労働災害防止対策

(1) 転倒災害防止対策

4S（整理、整頓、清潔、清掃）運動により、安全通路の確保を行うとともに、転倒の原因となる段差や障害物の排除に努め、開閉戸等出入り口の足元確認、不用意な小走りをなくすなどの安全意識の定着を図ること。

(2) 交通労働災害防止対策

交通労働災害は業務と密接な関係の中で発生するものであるため、単に運転者に交通法規の遵守を求めるだけでなく、「交通労働災害防止ガイドライン」に基づき、事業場として総合的かつ組織的に交通労働災害防止対策に取り組むこと。

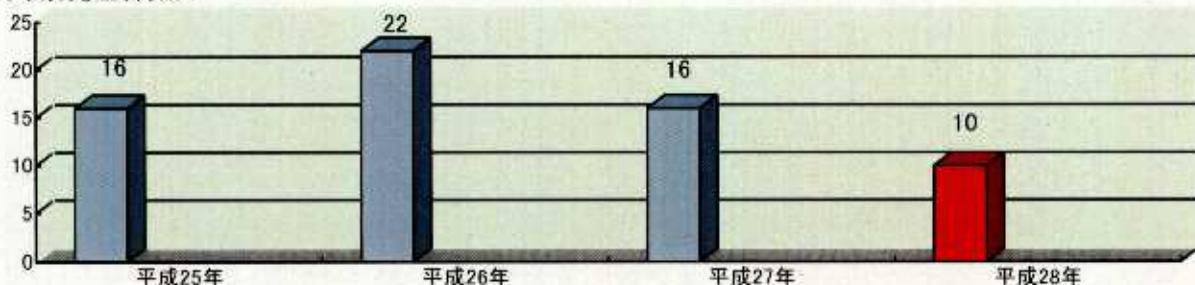
(3) 熱中症対策

- ①暑さ指数（W B G T 値）による適正な作業環境管理及び作業管理の実施
- ②自覚症状の有無にかかわらない水分・塩分の積極的摂取
- ③糖尿病等熱中症の発症の影響を与える疾患を踏まえた健康管理
- ④熱中症予防に関する労働衛生教育の実施

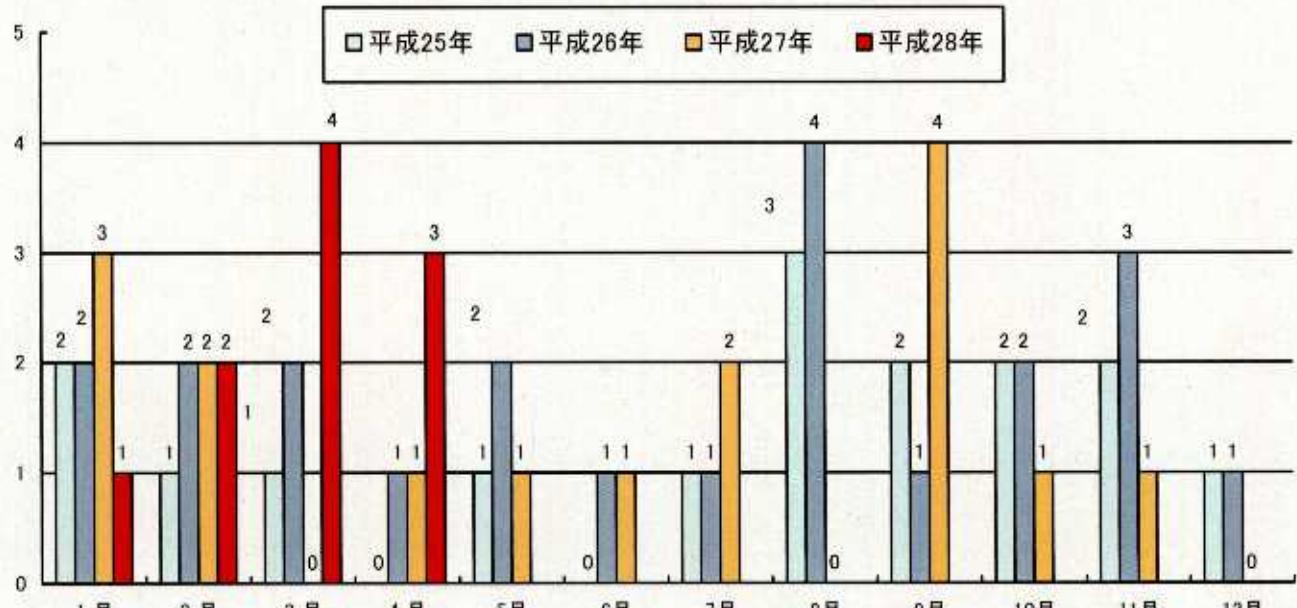
死亡災害多発！安全作業に取組もう！！

栃木県内の労働災害による死者の状況は、平成26年に22人、平成27年に16人となっており、平成28年においては、既に10人（4月30日現在、同期比4人増）の尊い命が作業中の事故により奪われている状況です。また、死亡災害の内容をみると、注意をすれば防ぐことのできた災害が多く発生しています。これ以上死亡災害が発生しないよう、安全作業に取組みましょう。

＜年別発生件数＞



＜月別発生件数＞



（栃木労働局）

職場の環境や作業方法を見直し 災害のない安全な職場を作りましょう。

- ★ 機械設備など職場のリスクの低減を図るためのリスクアセスメントの実施
- ★ 交通労働災害防止ガイドラインの徹底
- ★ 危険予知(KY)・ヒヤリ・ハット・見える化活動の積極的な実施による安全衛生意識の向上
- ★ 安全衛生の急所を盛り込んだ作業手順書の作成及びその手順書に基づく安全作業の励行
- ★ 安全衛生管理体制の見直しと管理責任者等の責任・権限の明確化
- ★ 安全衛生教育の実施・就業制限等業務の確認

労働災害防止チェックリスト

* 各項目で該当するものに✓を記してチェックしましょう

* 問題があればすぐに対処しましょう！

壁落・転落災害防止

毎日、作業前に点検！！

| 項目 | 全て良好 | 一部不十分 | 不良 | 該当なし |
|--------------------|------|-------|----|------|
| 作業床の端に手すりがありますか | | | | |
| 開口部のまわりに、囲い等がありますか | | | | |
| 安全な構造のはしごを使用していますか | | | | |
| 安全な構造の脚立を使用していますか | | | | |

はさまれ・巻き込まれ災害防止

| 項目 | 全て良好 | 一部不十分 | 不良 | 該当なし |
|----------------------------------|------|-------|----|------|
| 回転軸、歯車、ブーリー、ベルトなどに覆い、囲い等を設けていますか | | | | |
| 安全カバーは正規の位置に取り付けられていますか | | | | |
| 開閉するカバーにはリミットスイッチを設けていますか | | | | |
| そうじ等を行う場合には、機械を完全に停止していますか | | | | |

転倒災害防止

| 項目 | 全て良好 | 一部不十分 | 不良 | 該当なし |
|-------------------------|------|-------|----|------|
| 「整理・整頓」がなされていますか | | | | |
| 安全な通路が確保されていますか | | | | |
| 作業面の段差にスロープがありますか | | | | |
| 作業面の電気ケーブル等にカバーを設けていますか | | | | |

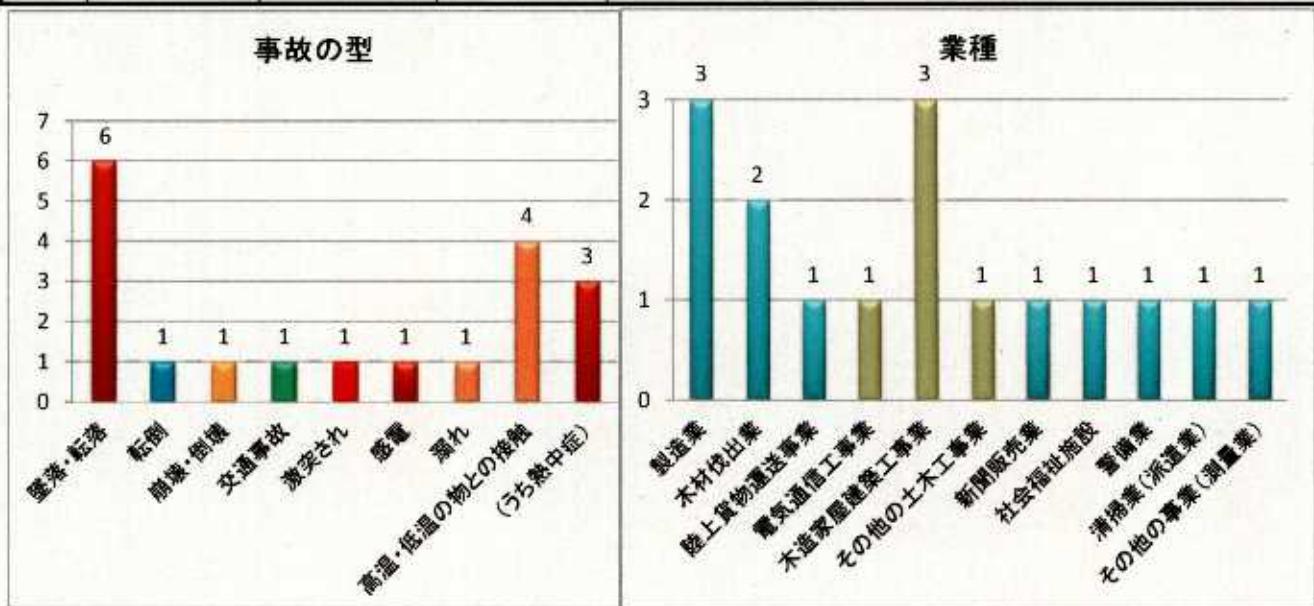
平成27年 栃木県内における死亡労働災害発生状況

平成27年確定

栃木労働局

| 番号 | 発生年月 | 事故の型 | 業種 | 災害の概要 |
|----|---------|--------------|----------------------|---|
| | 時間帯 | 起因物 | 事業場規模 | |
| 1 | 平成27年1月 | 高温・低温の物との接触 | 食料品製造業 | 被災者と同僚1名は、食材選別室内で殺菌熱槽（湯温90℃）脇の壁と換気扇の清掃を終え、被災者は、同室に残った。その後大声が聞こえ、同僚が同室に戻ったところ、冷水を浴びていた被災者を発見したもの。これらの状況から、被災者は熱槽の上縁に足を掛け、床上1.25mの位置にあったフォークリフトの爪に移ろうとしたさい、当該熱槽に転落したものと推定される。 |
| | 15~16時 | その他 装置・設備 | 200~300名 | |
| 2 | 平成27年1月 | 感電 | 建設業 (電気通信工事業) | 班長である被災者は、作業員と共に民家敷地内の不要な電柱の撤去作業を行っていた。この時、被災者が吊り上げ荷重2.64tの積載型トラッククレーンを用いて、高さ約8mの電柱を引き抜いた後、作業員が電柱の下部を支えながら、クレーンの脇に当該電柱を移動させていたところ、地上からの高さ8.4mの特別高圧線(66,000V)に、吊り上げていた電柱の先端が接触したため、2名とも感電したもの。その後、入院先で班長が死亡した。 |
| | 10~11時 | 送配電線等 | 10~49名 | |
| 3 | 平成27年1月 | 崩壊・倒壊 | 林業 (木材伐出業) | 檜の皆伐現場において、伐木作業中（被災者は檜（直径26cm）に追い口を切ろうとしていたものと推定される）、被災者の後方に立っていた栗の木（直径13cm、高さ12.57m）が何らかの理由で倒れ、被災者の首に栗の木が乗った状態で、うつぶせで倒れているのを、同僚に発見されたもの。 |
| | 8~9時 | 立木等 | 10~49名 | |
| 4 | 平成27年2月 | 交通事故 | 商業 (新聞販売業) | 被災者は、50ccバイクで新聞配達業務中、市道交差点にて赤信号のため、信号待ちをしていたところ、後方から走行してきた乗用車に追突されたもの。乗用車はそのまま逃走したものの、後に警察に逮捕された。（事故当時、乗用車の運転者は、基準値を上回るアルコールが検出されていた） |
| | 2~3時 | 乗用車・バイク | 10~49名 | |
| 5 | 平成27年2月 | 墜落・転落 | 林業 (木材伐出業) | 間伐作業現場において、被災者を含め2名で作業を行っていた。2名は数百メートル離れた現場で各自作業を行い、予め定めていた集合場所に15時50分に集合する予定であった。しかし、被災者は集合時間を過ぎても現れないでの、同僚が被災者の担当現場へ行ったところ、うつぶせに倒れている被災者を発見したもの。被災者が倒れていた場所から約17m上方の傾斜約40度の山腹に、被災者のヘルメット、チェンソー、腰袋が置かれていた。 |
| | 13~14時 | 地山・岩石 | 10~49名 | |
| 6 | 平成27年4月 | 墜落・転落 | 建設業 (木造家屋建築工事業) | 平屋建て木造家屋建築工事現場において、被災者が屋根部分の垂木を取り付ける作業のため、高さ5.37mの棟木に上り作業を行っていたところ、バランスを崩しコンクリートの土間に墜落したもの。 なお、災害発生当時、作業床の設置、ヘルメットの着用および安全帯の着用は行われていなかった。 |
| | 13~14時 | 屋根、はり、けた等 | 1~10名 | |
| 7 | 平成27年5月 | 墜落・転落 | その他の製造業 (クリーニング業) | 昼休み時間に、工場建屋2階で休憩していた時、何らかの理由でエレベーターの昇降路から転落し1階に止まっていた搬器の床上で発見され、病院に搬送されたものの多発外傷による出血のため死亡した。昇降路2階の扉は開いた状態となっていた。 |
| | 12~13時 | 開口部 | 10~20名 | |
| 8 | 平成27年6月 | 高温・低温のものとの接触 | 清掃業 (派遣業) | 派遣先事業場において粉碎機械にプラスチック片を投入する作業に従事中、突然床に倒れこんだため救急搬送された。搬送先の病院で熱中症の診断が出された。 |
| | 13~14時 | 高温・低温環境 | 300~400名 | |

| | | | | |
|----|----------|-------------|--------------------|---|
| 9 | 平成27年7月 | 激突され | 建設業 (その他の土木工事業) | 庭に置いた庭石（重量130kg、90×70厚さ17cm）の位置を変更するため、小型移動式クレーン（吊上げ荷重0.995t）を使用して庭石を吊上げたところ横転し、近くで作業を見ていた被災者の頭・背中にクレーンのジブの先端が激突したもの。（アウトリガーパー張出しなし。） |
| | 9~10時 | 移動式クレーン | 1名 | |
| 10 | 平成27年7月 | 高温・低温の物との接触 | 警備業 | 当日の就業場所であった建設現場にて交通誘導警備業務に従事していたが、立哨場所から5メートル離れた場所で倒れているところを、他の作業員に発見され救急搬送された。搬送先の病院で熱中症と診断され、集中治療室にて治療を受けていたが死亡した。 |
| | 15~16時 | 高温・低温環境 | 50~99名 | |
| 11 | 平成27年9月 | 高温・低温の物との接触 | 建設業 (木造家屋建築工事業) | 事務所の新築工事現場において、被災者は外構工事とコンクリートブロックの仮置き作業を行っていたところ、急にふらふらし、意味不明な言動を始めたため日陰で休ませたが、その後応答しなくなつたため救急にて病院に搬送された。搬送先の病院で熱中症と診断され、治療を続けていたが、翌日死亡した。 |
| | 14~15時 | 高温・低温環境 | 1~9名 | |
| 12 | 平成27年9月 | 墜落・転落 | 陸上貨物運送事業 | 荷主先で、3.5tトラックに積まれたビニールで包装された荷の上に上り、荷締機で荷締作業を行っていたところ、何らかの原因により約2m下のコンクリート地面に墜落し、頭部を強打した。（目撃者なし）当時は降雨であった。ヘルメット着用、安全帯の使用なし。 |
| | 14~15時 | トラック | 10~20名 | |
| 13 | 平成27年9月 | おぼれ | 社会福祉施設 | 豪雨により敷地内駐車場に水があふれたため、排水溝のごみを取り除く作業中、排水管に足を吸い込まれ水中で溺れる状態となった。その後、レスキューにて救出され病院に搬送されたが、翌日死亡した。また、助けに行つた者も負傷したが軽傷であった。 |
| | 10~11時 | 水 | 70~80名 | |
| 14 | 平成27年9月 | 墜落・転落 | その他の事業 (測量・設計業) | 道路新設工事に伴う山岳地の用地調査のため2名で山中にて作業を行い、作業終了後、山頂に置いた荷物を取りに斜面を登っている途中被災者の姿が見えなくなり、約5.5m下の山の中腹に倒れているところを発見された。何らかの原因で斜面を転落したものと推測される。 |
| | 15~16時 | 地山・岩石 | 1~5名 | |
| 15 | 平成27年10月 | 転倒 | 化学工業 | フォークリフト（最大荷重1.4t）を運転中、何らかの原因で横転し、車体と地面との間に頭部を挟まれ被災したもの。当時、フォークリフトの作業装置は、地上より約3mの高さにあり、荷は積載されていなかった。 |
| | 1~2時 | フォークリフト | 150~200名 | |
| 16 | 平成27年11月 | 墜落・転落 | 建設業 (木造家屋建築工事業) | 木造2階建て家屋建築現場にて、二階床のベニヤ板張り作業中、後ろにあった開口部から約3m下の一階土間コンクリートに頭部を強打し被災した。 墜落防止措置なし、安全帯使用なし |
| | 11~12時 | 開口部 | 1~5名 | |



平成28年 栃木県内における死亡労働災害発生状況

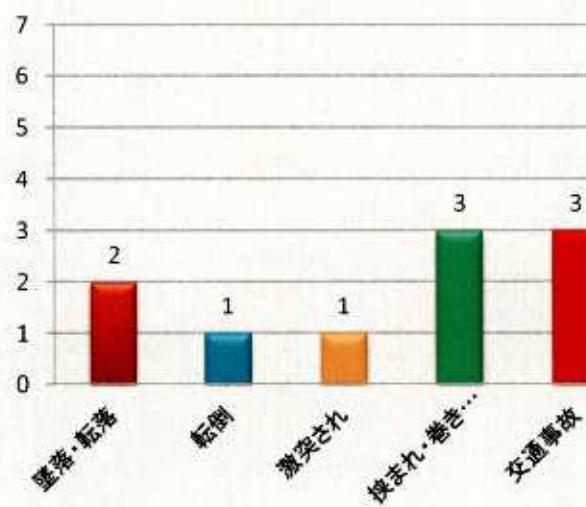
* 平成28年5月6日現在

栃木労働局

| 番号 | 発生年月 | 事故の型 | 業種 | 災害の概要 |
|----|---------|--------------|-----------------------|---|
| | 時間帯 | 起因物 | 事業場規模 | |
| 1 | 平成28年1月 | 交通事故 (道路) | 商業 (新聞販売業) | 新聞配達のため片側1車線の道路を走行中、後方から来た車に追突され、道路に投げ出されたところを後続の車に轢かれたもの。 事故当時は、雨が降っていた。 |
| | 1~2時 | 乗用車・バイク | 1~10名 | |
| 2 | 平成28年2月 | 挟まれ・巻き込まれ | 採石業 | 電気操作室内のストーブ用の灯油を入れた後、ボリ容器が汚れていたので、灯油で容器の汚れを落し、汚れた灯油を廃棄するためプラント作業場に立入ったところ、後進走行してきた、同僚が運転するトラクターショベルに轢かれたもの。 運転者は事故に気づかず、電気操作室内の別の労働者が倒れていた被災者を発見した。 |
| | 9~10時 | 整地・運搬・積込用機械 | 20~30名 | |
| 3 | 平成28年2月 | 墜落・転落 | 商業 (燃料小売業) | 重油の配達先において、重油タンク(高さ2.8m)に給油するため、タンクに固定されているタラップを上り、タラップに足をかけて作業をしていたところ、何らかの原因で墜落し、コンクリート製の防油堤に頭部を強打したと推測される。一人作業のため詳細不明。 |
| | 12~13時 | 建築物・構築物等 | 10~20名 | |
| 4 | 平成28年3月 | 交通事故 (道路) | 商業 (新聞販売業) | 新聞(朝刊)配達を終了し販売店に戻るため道路を走行中、バイクの運転を誤り転倒した。 |
| | 6~7時 | 乗用車・バイク | 10~20名 | |
| 5 | 平成28年3月 | 墜落・転落 | 建築工事業 (解体工事業) | 3階建てのビル解体工事において、屋上階の階段室内で外壁解体の手元作業を行っていたところ、窓枠及び外壁とともに9.5m下に墜落したもの。 |
| | 13~14時 | 建築物・構築物等 | 1~10名 | |
| 6 | 平成28年3月 | 激突され | その他建設工事業 (機械設備工事業) | 作業員2名で旋盤(約1.5t)を油圧ジャッキを使い設置作業中、ジャッキ上に乗っている旋盤を台木上に載せるため、旋盤の下に台木を入れた後ジャッキダウンしたところ、旋盤が傾き横転し、その下敷きになったもの。 |
| | 9~10時 | 一般動力機械 | 1~10名 | |
| 7 | 平成28年3月 | 挟まれ・巻き込まれ | 接客娯楽業 | スキーカー用リフトの山頂停留所で始業点検後、試運転中に機械室2階で高速回転するシャフトに左腕を巻き込まれ、1階に墜落し、倒れているところを同僚に発見されたもの。 一人作業のため詳細不明。 |
| | 8~9時 | 動力伝導機構 | 120~130名 | |
| 8 | 平成28年4月 | 挟まれ・巻き込まれ | 採石業 | 碎石工場内においてベルトコンベアの点検中、何らかの原因で左腕がコンベアに巻き込まれたものと推測される。被災者がコンベアの所に、左腕を切断した状態で倒れていたのを同僚に発見されたもの。目撃者はいない。 |
| | 11~12時 | 動力伝導機構 | 30~40名 | |
| 9 | 平成28年4月 | 転倒 | 建築工事業 (建築設備業) | 自社資材置き場でトラックの荷台にバックフォーを積載するため、荷台後部に鋼製道板(L1.8m×W0.35m)を渡し、バックフォーを前進で荷台に載せたところ、荷台上で当該バックフォーが後方に滑りだしひっくり返り、道板に接触して右側に横転し地上に落ちた。この際に被災者は、バックフォーの下敷きになったもの。 トラックの荷台には砂が少し残っており、約10度上げられていた。道板の勾配は約29度であった。 |
| | 15~16時 | 整地・運搬・積込用機械 | 1~10名 | |

| | | | | |
|----|---------|--------------|----------------|--|
| 10 | 平成28年4月 | 交通事故 (道路) | 商業 (その他の商業) | 足場のリース業務に係る現地調査に行くため、茨城県つくば市に向け県道を走行中、何らかの原因でセンターラインをオーバーしてしまい、対向してきた大型トレーラーと衝突した。 |
| | 13~14時 | 乗用車・バイク | 1~10名 | |

事故の型



業種

